

飯田市から転出される方へ



- ◆飯田市にお住いの間は市政への様々なご協力をいただきありがとうございました。
- ◆新しい住所地に住み始めたその日から14日以内に、転入地の市区町村役所(役場)へ「転入届」をしてください(正当な理由がなく届出しないときは、簡易裁判所から過料を課せられることがあります)

他の市町村への転入届には、下記のものが必要です。(詳しくは転入される市区町村にお問い合わせください)

- 1、転出証明書(交付された方のみ) 2、個人番号カード 3、印鑑 4、マイナ保険証または資格確認書(被保険者情報がわかるもの)
- 5、母子健康手帳(6歳未満の子が異動する場合) 6、口座番号がわかるもの(児童手当、福祉医療の申請をする場合) 7、届出人の身分を証明できるもの(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)

下記にあてはまる方は世帯にいらっしゃいましたか		飯田市での手続き	転入地での手続き	該当	受付窓口	受付	問い合わせ先 (飯田市役所：Tel.0265-22-4511)
住所 戸籍	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります 印鑑登録証をお返してください	必要な方は改めて登録の手続きをしてください		A5		市民課市民窓口係 (内線5412)
	個人番号カードをお持ちの方	他の手続きの際に必要な場合がありますので持参してください	住所等の書き換えや継続利用可能ですので転入地へお持ちください		A3		市民課マイナンバーカード係 (内線5426)
	公的個人認証(電子証明書)をお持ちの方	転出予定日で失効されます	転入地で改めて発行の手続きをしてください				
国民健康 保険	国民健康保険に加入されていた方	飯田市国民健康保険資格確認書等を返却してください(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は返却下さい)	転入地の窓口でおたずねください		A8		保健課国保係 (内線5521, 5522, 5524, 5528)
	修学のために親元を離れ転出される方	学生特例の資格確認書を発行します。窓口へお申し出ください。(在学証明書または学生証の写しをご用意ください。)	飯田市国民健康保険資格確認書を用意し、特例該当であることをお申し出ください				
	長期入院又は福祉施設等に入所される方	転出理由を窓口へお申し出ください					
	海外へ転出される方	送付先変更届を提出してください(転出により税額が変更になるため、通知をお送りする必要があります)	必要ありません				
年金	国民年金に加入されている方	必要ありません(転入手続き時に自動的に登録されます)	加入手続きをされていない方は手続きをしてください		A7		市民課市民窓口係 (内線5428)
子ども	小・中学生のお子さんのいる方	現在の学校で転校の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください			現在の学校	学校教育課学務係 (内線3722, 3723)
	年度末年齢が18歳以下のお子さんがある方	児童手当「受給事由消滅届」を提出してください(受給者の方が転出の場合) ※マイナポータルからオンライン申請が便利です。	転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください		A11		保育家庭課家庭相談係 (内線5737)
		子ども福祉医療費受給者証を返却してください	転入地での受給は転入地の窓口にお問い合わせください 進学等でお子さんだけ転出の場合、飯田市で継続して助成を受けられることがあります⇒右記に問い合わせください		A9		保健課医療給付係 (内線5527)
	保育園、認定こども園に入園されている方	各園で退園の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください		A11		保育家庭課保育係 (内線5741)
	ひとり親家庭等に該当する方	福祉医療費受給者証(該当していた方)を返却してください 児童扶養手当「転出届」または「資格喪失届」を提出してください	転入地の窓口でおたずねください 児童扶養手当証書持参の上、転入地窓口でおたずねください		A9		保健課医療給付係 (内線5527)
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当住所変更の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください		A11		保育家庭課家庭相談係 (内線5738)
					A11		福祉課障がい福祉係 (内線5719)
妊産婦	飯田市の受診票等をお持ちの方 (妊婦健診・産婦健診ほか)	必要ありません	飯田市の受診票等は使用できません 転入地の窓口でおたずねください			保健センター	健康づくり推進室母子保健係 (内線5515, 5517)
	妊婦のための支援給付金を未申請の方	必要ありません	給付がまだの方は、転入地の窓口でおたずねください				
高齢	65歳～74歳までの方で後期高齢者医療保険に加入されていた方	後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証をお返してください	県外へ転出の方は「負担区分等証明書」「障害・特定疾病認定証明書(該当の方)」を持参し転入地で手続きください。県外の福祉施設等に入所される方は、窓口でお申し出ください。		A9		保健課医療給付係 (内線5525)
	75歳以上の方						
	65歳以上の方	介護保険証を返却してください	必要ありません		A11		長寿支援課 介護認定支援係 (内線5767) 介護保険係 (内線5764)
	「要介護・要支援」認定を受けていた方	介護保険証及び負担割合証を返却してください	転入日から14日以内に転入地で要介護認定の申請をしてください 現在の介護度が引き続き有効となります				
	要介護認定を受けていた方 (介護保険施設等に入所)	介護保険証及び負担割合証・各種減額認定証を返却してください。後日、介護保険証及び負担割合証が送付されます。住所地特別適用・変更終了届を提出してください	介護保険証及び負担割合証は必要ありません。 各種減額認定証をお持ちの方で住所地特別施設以外に転入される方は、転入先の窓口でおたずねください。				
障がい	障がい者手帳をお持ちの方	療育手帳：県外への転出の場合「県外への転出届」を提出してください	転入地で住所変更の手続きを行ってください		A11		福祉課障がい福祉係 (内線5714)
	身体障がい者手帳1～3級・療育手帳A1～B1 ・精神保健福祉手帳1～2級をお持ちの方 ・自立支援医療(精神通院)の受給者の方	福祉医療受給者証を返却してください また、未申請の医療費がありましたら申請ください	転入先の市町村によって取り扱いが異なります 転入地の窓口でおたずねください		A9		保健課医療給付係 (内線5527)
	65歳以上で一定の障がいのある方						
税金	原動機付自転車(125cc以下)を所有されている方	ナンバープレートを持参し廃車届の手続きをしてください	「廃車受付書」を添えて再登録の手続きをしてください		A1		税務課諸税係 (内線5143)
	市県民税・固定資産税の納税義務者の方	納税管理人申請書等の提出をしてください	必要ありません				〃 市民税係 (内線5161) 〃 資産税土地係 (内線5174)
上下 水道	市の上下水道を利用されている方	閉栓の届出は、電話、インターネットで手続きができます (市ウェブサイトID: 66505)	転入地の窓口でおたずねください		C13		水道料金お客様センター(0265-21-1132)
選挙	国外へ転出される方	選挙管理委員会で在外選挙人名簿への登録移転申請をすると海外にいながら国政選挙に投票することが可能となります	最寄りの在外公館に在留届を提出してください(インターネットでも提出できます)			選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局啓発係 (内線2632)
犬	犬を飼っている方	必要ありません(転入地での登録手続きにより抹消されます)	転入地で登録手続きをしてください。		C12		環境課環境衛生係 (内線5462)
市営 住宅等	市営住宅に入居されている方 県営住宅に入居されている方	右記の問い合わせ先において、退去または同居人の異動(転出)の手続きをしてください。	必要ありません		-		長野県住宅供給公社 飯田管理センター (0265-48-0460)

◎もし、都合により転出を取りやめたときは、必ず本人が「転出証明書」を持参して市役所市民課、最寄りの自治振興センター、市民証明コーナー(りんご庁舎)で転出取消の手続きをしてください。

◎外国に出国された後、帰国して転入するときは、戸籍の附票の写し※、パスポート等の入国日が確認できるものが必要となります。(※飯田市に本籍がある方は不要)

◎また、再度日本国へ転入されマイナンバーカードを作成する場合に、お持ちのマイナンバーカードの持参があり、当該マイナンバーカードが国外転出時に必要な手続きをされている場合であれば再交付手数料が無料となります。